

## 自転車事故による高額賠償事例

裁判所・年	事故の概要	賠償金額
さいたま地裁 平成 14 年 2 月	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勧誘員（60 歳）が運転する自転車と衝突し、保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い 9 日後に死亡した。	3,138 万円
大阪地裁 平成 14 年 6 月	自転車が信号機のない三叉路の交差点を左折した際、対向進行してきた 70 歳男性が運転する自転車と衝突し、植物状態に陥り、事故の 1 年 4 月後に死亡した。	3,400 万円
名古屋地裁 平成 14 年 9 月	男子中学生が夜間無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性（75 歳）と衝突し、女性には重大な障害（後遺障害 2 級）が残った。	3,124 万円
東京地裁 平成 17 年 9 月	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工（62 歳）の男性が運転するオートバイと衝突し、旋盤工は頭蓋内損傷で 13 日後に死亡した。	4,043 万円
横浜地裁 平成 17 年 11 月	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師（57 歳）の女性と衝突し、看護師には重大な障害（手足がしびれて歩行が困難）が残った。	5,000 万円
東京地裁 平成 19 年 4 月	成人男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55 歳）と衝突し、女性は頭蓋内損傷等で 11 日後に死亡した。	5,438 万円
大阪地裁 平成 19 年 7 月	歩道上で無灯火の 15 歳男性の自転車が歩行中の 62 歳男性と正面衝突し、歩行者の男性が死亡した。	3,000 万円
東京地裁 平成 20 年 6 月	自転車運転中の男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた 24 歳会社員男性と衝突し、会社員は言語機能の喪失等重大な障害が残った。	9,266 万円
神戸地裁 平成 21 年 3 月	自転車が、信号のない交差点を歩いて横断中の 54 歳女性と衝突し、女性は顔の骨や歯を折る重傷を負った。	1,239 万円
さいたま地裁 平成 23 年 11 月	女性が自転車で歩道を通行中、路地から歩いて出てきた 35 歳女性と衝突し、歩行者の女性が骨折した。	1,706 万円
東京地裁 平成 25 年 3 月	歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会社員の自転車が散歩中の 77 歳男性と衝突し、歩行者の男性が 3 日後に死亡した。	2,174 万円
神戸地裁 平成 25 年 7 月	坂道を下ってきた小学 5 年の少年の自転車が歩行中の 62 歳女性と衝突し、歩行者の女性が意識不明となつた。	9,520 万円
東京地裁 平成 26 年 1 月	信号無視した会社員の男性 46 歳の自転車が横断歩道を渡っていた 75 歳の女性と衝突し、歩行者の女性が死亡した。	4,746 万円